

第8回 甲賀市市民参画、協働推進検討委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成30年11月1日（木） 14時～16時

【場 所】 甲賀市役所 別館1階 101会議室

○出席者

委 員：14名（委員総数15名）

青木委員、安達委員、池田委員、澤委員、中川委員、西村委員、
波多野委員、本馬委員、水上委員、藪下委員、吉田委員、薄井委員、
中島（初）委員、秀熊委員

事務局：柚口、北田、福澤

傍聴者：なし

○議 題

1. あいさつ
2. 第7回会議録の確認について
3. 自治振興交付金作業部会での検討結果について
4. 自治振興交付金について
5. その他

開会

○事務局

第8回甲賀市市民参画、協働推進検討委員会を開催いたします。

1 あいさつ

○中川委員長

今、会議録を拝見して、前回の委員会が5月で随分間が空いてしまいましたが、その間、西村副委員長にお願いし作業部会で議論していただいておりますので、それをご覧いただいた上で、全体で次なる行動を確認していく会議になろうかと思えます。どうかひとつよろしくお願ひします。

議事

2 第7回甲賀市市民参画、協働推進検討委員会の会議録の確認

○中川委員長

「第7回甲賀市市民参画、協働推進検討委員会の会議録の確認」については、ご確認いただき、発言の内容に修正がある場合は、11月9日までに事務局までにご連絡をお願いすることとしてよろしいですか。事務局で修正をされた後、ホームページに公表していただくこととなります。

3. 自治振興交付金作業部会での検討結果について

○事務局

資料「自治振興会が地域の課題を解決する組織となるために、市が行うべき見直し等について」の説明

○中川委員長

この内容については、作業部会の中で精力的に議論していただいて、詰めた内容を要約されたもので、項目を整理してまとめていただいたものと理解していますが、それでよろしいか。これについては、ご意見をいただく前に分からないことがあったら、まず質問いただいて、意見は後ほどいただくことで進めたいと思います。では、私から質問します。10番の作業部会での意見で、地域課題が行政課題だった場合はどうするのか。設定できるのか。とありますが、どういう意味でしょうか。

○事務局

例えば、消火栓の消防ホースを購入する場合、今の仕組みでは基準額はあるものの、自治振興会が自分たちで計画して必要な分だけ購入することができますが、それが元に戻って市が設定するようになった場合、消防ホースの購入に関して市へ要望するかたちになるので、消防ホースの劣化が地域課題であるとするならば、それをクリアするためには、市へ要望をして補助金をもらって購入するようになるという意味です。

○中川委員長

それを地域の住民自治の課題にするのか、団体自治としての行政課題とするのか、行政の決断に委ねる必要があると思います。住民側にそれを委ねるのは間違っています。統一ルールをつくっていく必要があります。行政側が受け止めるべき課題です。住民自治でそれをやらしてもらおうとするならば、全市一斉にそのルールを適応させる必要があります。それが難しいというならば、行政側で引きとなければなりません。こういうバラつきは、あちこちであると思いますが、住民側に納得してもらった上でルール統一しないと、いつまで経ってもこの話は解決しません。

もう1つ疑問点ですが、別紙の自治振興交付金の種類ごとの見直しについて、基礎交付金についての作業部会の意見、防犯灯や消防機材の話で、要望どおり予算が確保できる可能性は相当低くなるという課題が発生するという意味がわからなかったのですが、説明をお願いできますか。

○事務局

これも今の話と同じで、消防資機材に限らず色々な要望がありますが、市にも決められた予算があり、要望どおり100%つくケースは現状として多くはないので、要望がクリアできるまで待っていただかなければならない、という意味です。

○中川委員長

行政側の総予算には限界があるので、みんながそうして要望していくと全てに割り当てることができなくなるという意味ですね。

○事務局

要望に対して順番に答えてはいくのですが、大量の要望が来た場合、使える予算には限りがあるので、順番待ちが発生するなど待っていただくことになります。

○中川委員長

わかりました。それでは次に意見表明に入ってよろしいか。大筋今回の1番から10番までの提供資料で方向性ははっきりしてきたと思いますが、皆様からご意見を賜っていきたいと思います。その上で次の3番目の議題がありますね。自治振興交付金について、行政側の提案ですね。その議論にも入っていきます。

○池田委員

2ページの4番に「この問題は緩やかに進めていくべき問題である」とありますが、自治振興会が区や自治会に対して気遣いをしながら進めていくべきで、急にやると問題が発生するという意味だと理解しています。それぞれの区や自治会においても状況も違いますし、こういう形にしておく、ずっと先送りになるという懸念があります。理想形はないにしても、スケジュールであったりとか、どうしたいのかを示していくべきだと思います。両方ともこのままでよいのであれば、この整理はする必要がないようにも思いますし、進めていく上で多少は批判が出ないと意味がないと思います。「こういう風に持って行きたいですよ、いずれは」というものを示して、「いずれは、そうなるのか、でも無理だと思う」という意見が出てもいいので進めるべきだと思います。こっそり、そっと問題が起きないようにしようとすると、問題の先送りにしかならないと思いました。

○中川委員長

このご意見に対しては、後ほど、どこかで見解をいただきたいと思います。

○澤委員

前回の作業部会は欠席させていただきましたので、作業部会での意見は資料を送ってもらって初めて見ましたが、3ページの8番目、地域リーダーの発掘、育成について

では、一番肝心なことであると、私の地区ではそのように思っています。作業部会の意見のとおり私の地区では、はっきり言って区・自治会の人材について、人はいるのですが人材が不足しておりまして、そのことが自治振興会の運営にも影響しています。信楽の長野区では区・自治会の業務が多すぎて、自治振興会の事業については、毎年既定どおりのものしか実施できていないというのが現状となっています。ですので継続的にやっていただける、しっかりしたリーダーがおられれば、自治振興会の事業も活発に運営できると思っています。

○本馬委員

2ページの5番目、地域マネージャーの果たすべき役割というところで、回答していただいています。社会福祉協議会の方でも、地域の情報を集約して課題をまとめて、地域の課題解決を支援して行こうと進めています。私たちのテーマとしては、社会福祉協議会ですので、福祉関係に特化した形で動くこととなりますが、地域マネージャーさんの役割の中で、地域カルテの作成が入っていますが、この中で地域の実状を把握するということに、福祉の視点も入れた形でご協議をいただきたいと考えています。

それと地域マネージャーさんの課題として、業務体制、スキル、役割の明確化というのがあって、それに向けてスキルアップ研修を継続して既に進めておられる状況だとは思いますが、社会福祉協議会の組織の中で、旧町単位ではありますが、ご近所福祉コーディネーターを設置させていただいていますので、地域マネージャーさんとの連携ができるようお願いをさせていただきたいです。ですので、今、進められている地域マネージャーさんのスキルアップ研修に、是非ともご近所福祉コーディネーターもご一緒させていただくことをお願いしたいです。

最後に4ページの10番目、まちづくり計画の話も出てきたと思いますが、まちづくり計画を策定されるに当たりまして、グループワークや懇談会などを設定される際には、社会福祉協議会にもお声掛けをいただきたいです。そして、社会福祉協議会の旧町単位でご近所福祉の推進協議会を持っています。自治振興会や区・自治会にも入ってもらっている町もあるのですが、地域マネージャーさんがそこをコーディネートしてくださっていますので、直接働きかけるというよりは、ご近所福祉推進協議会にも地域マネージャーさんに入らせていただくと、有難いかなということも思っています。私達も同じ目的の中で活動していますので、是非よろしく申し上げます。

○中川委員長

今までのところで一旦前半打ち切って、質問の出ているところもありますので、西村副委員長の方でコメントをお願いできますか。

○西村副委員長

まず区・自治会と自治振興会との役割についてですが、明確にしようとずっと言っているのですが、なかなか明確な答えが出てなくて、示していただけでない状況です。これもずっと言っているのですが、行政から自治振興会に行く情報と区・自治会に直接行く細かい情報が沢山あって、自治振興会ではコントロールしきれないので、まず、市において情報のコントロールをしてもらわないと、自治振興会では、分からない部分があって、そこをまず整理して欲しい旨は作業部会では伝えているところです。

それから地域自治でやる役割と行政がやる役割を、やっぱり明確にしないと、結局どこでも議論になってしまうので、たぶん前回の委員会の中で中川先生が言われていたと思いますが、その点も示されていないと思います。基礎交付金について、防災と防犯において、地域自治でやることと行政がやることの役割をきちんとはじめに決めておかないと、どこが担当するか分からないので混乱が生じているのだと思います。結局その問題をずっと引きずっているのだから、作業部会でも申し上げていましたがそこをまず整理していただきたい。

交付金の手引きがあって、手引きのとおりやっていたら何も問題はない、というのが作業部会での意見でした。ただ、今まで自治振興会で交付金の申請をされ、実績報告をされ、交付金が支払われて来ていますので、自治振興会からしてみると去年どおりやって何故おかしいのか、ということになります。そのおかしい部分を整理して指摘をしていかないと、同じことが起こるだろうというのが作業部会の皆さんの意見です。自治振興会の事業計画にも反映していけないので、その整理を行った上で、地域マネージャーや市民センター職員の研修の中で共有していくという順番で進めていく必要があると考えています。繰り返しになりますが、根本的な線引きを市の方にやっていただいて、それを受けるといふ形であると認識しています。

○中川委員長

私からの発言は避けたほうがいいかと思いましたが、次の議論を透明にするために発言します。私の住んでいるA市は、人口40万人ですが、戦前戦中戦後とずっと合併を繰り返して、例えば自警消防団でも、消防法に基づく消防団もあるわけですが、それぞれの消防団のもらってきた機材が、それぞれの町村で違っていたというのも歴然とある事実です。しかし、今現在はそのような議論はしていません。消防団に支給される物品については、行政との間で線が引かれているので、消防ポンプ車が故障した場合に住民自治で修理をするような話は一切出てきません。当然、役所の経費で修理してもらわなければならないものとなっています。そのような線引きは、合併に伴ってやり直していくしか仕方がないのです。この委員会で決めるべき内容ではなく、行政が決めるべき内容です。防犯灯についても同じです。防犯灯の担当部局と協議して行政で担当するのはどこまでであるか、という線を出して欲しいということです。防犯灯に関しては、全国津々浦々バラバラです。自治会で負担している防犯灯をもっ

ているのが大半という町もあれば、防犯灯のほとんどを行政が管理しているという自治体もあります。同じ大阪府内でも、市街地、商店街の防犯灯で、行政依存しないという観点から自分たちで管理されているところも沢山あります。行政が持つのが当たり前であると思いついでいるのも間違い、逆に住民自治で持つよう決めつけるのも間違いで、これは中間領域のものと言えます。それをこの委員会で決めるのは大変難しいので、行政の方で持ち帰って決めていただきたい。ただ、何でもかんでも役所で役所であるということになると、行政としては持ちこたえられない面も出てくるので、線を引くラインを検討してもらわないといけません。早く決めてください。

先ほどの地域マネージャーとセンター職員との関係も、さっさと線を引いてください。その上で統一ルールに従って現場のアレンジをしていけばよいわけで、作業部会での議論を経て、今日でだいぶ答え出ていると思います。

○水上委員

今、委員長が言われたそのとおりだと思いますし、作業部会の内容についても出席させていただいておりましたので、まとめていただいておりますとおりに思います。副委員長が言われた、ずっと懸念するのは自治振興会と区との関係性ということでございます。私の地域は世帯数が少ない地域です。それなのに地域の役割が多いという課題があって、多い人は3つも4つも複数の役を持つというような状況になっています。今年の動きですが、行動を明確にしたらどうかということで、自治振興会と区長さんが相談して、地域課題を明確にして一緒に要望を出そうということになり、地元で困っていることを共有しました。市長と日程は合わなかったのですが、建設部長をはじめ市の幹部の職員さんと話し合いの場を設定できました。

もう1つは地域マネージャーについてですが、着任から時間が短いため、これからどういう形でスキルアップしていただけるのか、期待しているところです。

○藪下委員

2ページの4番目、自治振興会と区・自治会の関係性の明確化についてですが、地元の綾野のことを申しますと、自治振興会と綾野学区の区長会は、ほぼ一緒になってやっている状況となっています。組織の中でもそうですし、本間さんがお話された福祉の内容も含め、今、色々なテーマ毎で動いています。そこで出てくる区長さんの嘆きは任期が1年であることで、今11月ですが、ようやくご理解いただいたところで交代され、また新年度はいちからのスタートになります。これではなかなか前に進みません。ですので自治振興会でリーダーシップをとって、区長会には綾野学区全体でやりますという風にして進めています。その中で人材確保についても、限られた中でやらなければならないので、色々指導をいただきながら進めているところです。

2ページの5番目、地域マネージャーの件についてですが、綾野では同じ事務所の中にいただいておりますので、過剰発言かも知れませんが、8割は自治振興会のこ

とに関わってもらっていると感じています。私は地域の支援に特化するという意味で市民センター長とは違いがあると思っています。今は地域カルテの作成をされていますが、23人おられるので、もっと地域マネージャーの悩みを出してもらって共有しながら、1つ1つ解決していけるように進めてもらった方がいいと思います。もちろん、そこには自治振興会や区長会でもいいので協力していけるとと思います。

○吉田委員

私も作業部会に出席しておりましたので、順番に言わせていただきます。2番の交付金のルール、活用の部分では明確なチェックが必要かと思っています。自治振興会長をやっておりますと他の自治振興会の状況もかなり入ってきますので、そういった内容を確認しておりますと、自治振興交付金の手引きを守っている団体が少ないように思います。この手引きを守ればよいだけです。なかなかよいものなので、私はこの手引きを1ミリも変える必要がないと考えています。守ってないだけで、守って運営しようとする、ものすごく大変で、これまでの7年間の苦労の話になりますが、ただこの手引きを守ればよくなってくると考えています。そのためには2番に書かれているような監査、チェック等、センター長、地域マネージャーのチェック、市側のチェックが必要で、前半部分で副委員長の意見にもありましたが、ダメであっても、次の年度に同じことができる仕組みになっています。そこでダメということ言っただけなので、そこでダメということ言えば、もっとましなものになっていくのではないかと考えています。

4番の自治振興会と区・自治会については、中川委員長もおっしゃられたように、法の支配に属する団体は自治振興会ですので、明確な状態だと思うのですが、これを緩やかにというのは私には理解できません。この度、私どもの自治振興会は行政監査を受けます。区・自治会が受けるのではなく、自治振興会が受けること自体そういうことだと思います。もう既に明確な状況であるのに、市の担当窓口の状況で書けないというのは、さすがになしにさせていただきたいというのが、私の意見です。次に自治振興会のあり方についてですが、自治振興会の代表者会議は年に1回、あるかないかとなっていますが、市では区長会を開催されておられます。調べてみますと、区長会を開催するという条例、規則、内規が一切ありませんでした。ですから、市が区長会をどうのこうのという根拠がそもそもないのです。そのない団体に対して、職員が業務として携わられて給与が支払われていることについて、行政監査請求の対象になるのではないかと考えるくらい状況ですから、そこも含めて自治の方の整理をする必要があると思うのですが、私達には到底できませんので、市においてしていただく方がよいと私も思いました。

5番の地域マネージャーの業務についてですが、仕事の8割の部分は、自治振興会の支援ではなく、館の運営と地域の方の貸館に時間を割かれていますので、実際におられる理由というのがあまりないのです。うちの担当者が悪いというものではなく、

そういう仕組みになっていて、行政の事務的な業務に引っ張られて、地域に出て行けない状態なので、何とかしていく必要があるかと思えます。

8番の自治振興会の将来を担う、地域のリーダーの発掘、育成を行うことについては、人材が不足しているから自治振興会の仕組みを取れという理論があったと思えます。これは元々、市からの説明が7年前8年前は、区・自治会が衰退してきており、役員が固定化し、お金もなくなってきたから、自治振興会を作ってお金も入れて、少ない役員で運営していこうとしたことと矛盾が生じると思えます。一旦、自治会がなぜ自治振興会を作ったのか、という原点にまで戻さないと難しいのではないかと思います。

10番のホースの問題ですが、これは私が発言したのですが、行政課題だと思っています。連動して基礎交付金のところですが、消防機材、防犯灯があります。消防機材について、甲南町は合併前は町から支給していましたが、ホースは自治振興会で買いませんと言い切っています。今すごく危険な状態になっています。400～500万円買い換えなければなりません、今は市がやるべき項目であるとして踏ん張っています。もし、燃えたら私が責任をかぶらないといけなくなりますが、今そういう状態になっています。これは早めに整理していく必要がありますが、3年から5年前は防犯灯のLED化でした。前は自治振興会では、ひたすらLED化の事業を行っていました。ですが、LEDがほぼほぼ100%ついた途端に、次は消防ホースと言っているだけなのです。課題ではなく支出先がホースに移っただけだと思っています。恐らく次にはまた何か違う内容を言うでしょう。ですので、これは消防機材が、防犯灯がというのではなく、基礎交付金のあり方、使い方自体を考えないと、別に支出できるものを見つけてくるだけになってしまうと思えます。

以上のような意見ですが、私どもの自治振興会では、その辺を理解しつつ区・自治会と話し合いを進めておりますので、出来る限り小規模多機能自治機能としての考えを持って、イベント等の事業は一切捨てました。それは従来やっていた区・自治会がやっていけばよいことで、その代わり、その支援であったりとか、区・自治会でできなかった市との調整などを今の自治振興会で担うような動きになっており、こういう形で継続していきたいと考えています。

○青木委員

今日、初めて寄せていただきましたが、今も聞いておりますと、区・自治会そのものがない組織から、私が出てきているという話になりますね。私どもの自治会、自治振興会については、自治振興会の役員さんのなり手が見つからなくて、だんだん役員さんである理事に区長を充てるという形になってしまっています。その中から、例えば要望書を作る場合には、それを取りまとめる場が自治振興会の理事会の場となっており、流れ的にはうまくいっていると思えます。自治振興会のように法的なこともない区の活動についてですが、消滅させてしまうと田舎ですので、崩壊してしまうかな

という風に思います。徐々に徐々にという表現について、いつまで徐々に徐々になのかということも不明確だと思います。その辺は自治振興会同士の情報交換の場がないので、大野自治振興会としては苦肉の策で今のような状況が出来上がってしまったのではないかと想像しています。今のままだと、将来的に発展性がない自治振興会になってしまう可能性が高いように思いますので、もっともっと区長さんの仕事を減らして、市の方の指導によって自治振興会の方へ流れを持ってもらうことで解決できるのではないかと考えています。

○中川委員長

後半部分の発言に対してコメントがありましたら、西村副委員長よろしくお願ひします。

○西村副委員長

地域マネージャーについては、綾野地域の事情はよく知っていますが、市民センターの状況によって様々だと思われまますので、決定的に市でやる必要があるのは、業務体制を明確にして、スライドするなど変えてあげないと地域に出向いて行くことなどはできないと思います。いくらスキルをつけても、業務体制が今のままであると、恐らく稼働できないと思います。要するに窓口業務や貸館業務があると、やはりその業務に引っ張られるので、地域マネージャーとしての業務を果たそうとしても、できませんよという話になるのではないかと思います。

○中川委員長

ありがとうございます。皆さんのおっしゃってることで論点は整理できているように私は思いました。ただ、再確認しておいた方がよいと思ったのは、やっぱり相変わらず出てくるのは、自治振興会と区・自治会、区長会、連合区長会との関係ですよ。ズバリ私は何度も言っているし、前回の会議録にも書かれてありますが、自治振興会は公の支配に属する団体になったということです。それ以外は公の支配に属しない団体ですから、本来公金支出するのは違反なのです。そういう状態になっているので、それを何とか支援できる体制にするために、自治振興会をつくったのです。自治振興会を窓口にして、区・自治会に支援をすることは違反にならないのです。しかし区・自治会に直接公金支出することは、憲法89条違反になります。住民訴訟を起こされたら、あっという間に負けます。私はそれが非常に怖いと言っているのです。ですから4番の区・自治会に来る情報が自治振興会に来ないというのは、言語道断の状態、同時並行でもいいから自治振興会にも渡さないといけません。そして表向きは、自治振興会さんを通じて区・自治会に渡してもらっていますという説明になります。自治振興会に情報が行っていないというのは、アウトです。その体制変革が未だに行政はできていない、まだそんなことをやっているのですか、と私は非常に心配しています。

今までの慣行慣例で、連合区長会を通じて区・自治会に伝えていくというのは、多くの自治体がやっていたが、それが何故ダメになってきているかということ、ほぼ100%加入が達成できなくなってきたからです。農山漁村ではほとんどの人が加入していたのは昔の話です。今は農山漁村でも、入らない人はいっぱいいます。ある種の宗教の信者さんは、その傾向が前からありましたし、特にキリスト教の信者さんで入らない人はいっぱいいます。それは何故かということ、自治会に入ったら神社の氏子に勝手にされる地域があり、思想信条に反することになるので入りませんということです。それでも当時は90数パーセントの加入率があったので、裁判所の地裁判決では、9割も加入しているなら認めてもいいのでは、という手加減がありました。しかし、今は9割を切ったら公共的団体とみなさないという判決、判例になってきているので、その実態を踏まえて自治振興会方式に切り替えているという面もあり、その辺の危機意識をもっと行政も共有していただきたいと思います。余分な組織を作って、余分な仕事を増やしていると思っておられるかも知れませんが、そうではないということです。

それから住民自治の力が全国的に落ちてきていることがあります。住民自治の力が落ちれば落ちるほど、行政側が担うべき業務やコストなど負担が大きくなるというシーソー関係にあります。住民の力が落ちたら行政の仕事が増えることになるのです。それが早くいえば防犯灯をもっとつけて欲しいという話になりますし、消防団も解散するので行政消防でやって欲しいという地区が増えたらどうするのですか、という話になってくるのです。住民自治でやる消防団が編成できないとなれば、行政消防でバックアップするしかありません。そういう危機が来ているのに、消防ホースをどちらが負担するのかといった議論をよくやっているなと思います。行政が負担するのが当たり前ではないですか。自治消防が壊れかかっている状況なのです。そんな中、消防ホースを住民自治の方で負担して欲しい、費用については自治振興交付金を出すので、というのは、話が本末転倒になってしまっています。おわかりですか。もう住民自治が滅びかかっているんですよ。弱って弱って、跡継ぎもいなくなっています。それを何とか切り抜けるために、自治振興会方式を導入してきているので、言い換えると危機を回避するための総力戦であることへの自覚がまだ足りないと思います。その上に立って方策を考えていただきたいです。その上に立っての作業部会でしたので、自治振興会へ情報が来ないというのは、私の想像を絶する落差でしたね。ちょっとまずい状況だと思います。今から7、8年前のB市での話ですが、連合自治会の会長と住民自治協議会の会長とどちらが偉いのか、はっきりして欲しいと市長に求めた動きがありました。その時から私たち合併協議会、法定協議会の委員は、住民自治協議会が正当な交渉団体になります。変わったのですと言ってくださいと申し上げていたのですが、歴代市長が連続で双方共に両輪の輪です、と言ってしまったのです。それで遅れてしまっているのです。それが大きな大きな失敗だったのです。片一方は任意団体で、もう一方は条例に基づくれっきとした公共団体なので、公共団体が窓口になり

ますと言うべきだったのです。そういう認識を、ここでもう一度共有しませんか。しかし、区・自治会がせっかくあるのに、それを滅ぼすのは愚の骨頂であると思います。活かして、出来るだけ残すようにしていただきたい。その論理について説明すると、法律で裏付けられることはなくても、実態として住民自治を図ることができる組織は、単位的に基礎的なコミュニティなのです。そこそ細胞といえるのです。例えてみますと、地域社会は心臓なのです。心臓はあるけど手足が弱ってしまっていて、その手足をくっつけていく役割を担うのが自治振興会であると思います。また心臓部が弱ってきたら、そこにエネルギーを供給するのも自治振興会です。多くの区・自治会は口と心臓だけになってしまいました。声は出るけれども動きができないといったようなイメージです。その状況をいかにして健康な状態に持っていかの具体策を講じていこうとしているのです。その方向に沿って、作業部会では議論していただきましたが、その議論の中で出てきた内容の一部に、違うのではと思うところがありましたので、発言をさせていただきました。この10番までの報告については、大筋この方向で間違いないと思います。作業部会の皆様に感謝申し上げます。ではこの方向で進むということで、同意いただけますでしょうか。ありがとうございます。やっていく中で、細かいところはまだまだ軌道修正が必要なところも出てくるでしょうし、それくらいのつもりで、同じ議論はもうしない、ということをご心掛けましょう。愚痴になりますから、確認ができたところは前に進めるという風にしていきましょう。

○中川委員長

次に次第の4番、自治振興交付金について、説明をお願いします。

○事務局

資料「自治振興会が地域の課題を解決する組織となるために、市が行うべき見直し等について」の内、1番2番4番5番について、集中して意見、ご提言などをいただけたらありがたいです。

○中川委員長

これら4件につきましては、かなり踏み込んだ話をできていますが、追加でもう少し発言をしたいということがあれば、ご発言をお願いします。

○吉田委員

基礎交付金と区活動交付金について、特に基礎交付金について自治会でもめます。これを4月の時点で区に割っている団体はそれでいいですが、手引き上はそれができないものと認識しています。普通は自治振興会で持って事業を実施する必要がありますが、年間予算を割ることによって区に渡して回避していますが、本来はダメだと思います。基礎交付金の中には5つの事業があります。敬老事業、防犯灯事業、ゴミス

テーション、消防資機材事業、自主防犯事業の5つですが、そのまま区の方へスルーして渡すことは89条違反になるのではないかと考えています。区活動交付金も同じで、そのままスルーして区に渡していますが、これは考え方としてダメなのではないですか。

○藪下委員

もともと自治振興会になる前、市から直接、区・自治会に渡していた時と同じ項目なんです。自治振興会から区・自治会に渡してくださいということで位置づけられたもので、当初覚えていますのは1番の基礎交付金だけは、5つの事業に使うように決められています。どう配分しても結構ですという説明がありましたし、どこかに書かれていたと思います。5つの事業であればどれにいくら使ってもよいということだったと思います。それを今、見直すということであれば、しっかりルールづくりをしていけばよいのだと思います。

○吉田委員

逃げ道になるのですが、皆さん逃げておられるのは、算定根拠と算出根拠です。算定根拠は計算のことで、ここに書かれている計算式が算定方法であり算定根拠です。支出の根拠は別なものです。例えば敬老事業は75歳以上の高齢者人口に1500円を掛けて金額を出していますが、敬老事業を実施しなくてもよくて、それを5つの事業のどこに割り振ってもいいですよというもので、ゴミステーション事業にまわすこともできます。しかし、これをやられてしまうと、わかりにくいというか、住民の人には理解できないので、この仕組みは問題であるといつも思っています。基礎交付金と区活動交付金はそのままスルーして区・自治会に出しますので、これも監査上でいうとひもづけがされてなくて、領収書はどちらの名義でもらうのかということも不明確になっています。自治振興会で監査を受けたときに、消防ホースの事業やっていますかと聞かれた場合に、たぶん区がやっていると思いますという答えになりますし、その領収書についてもわかりませんと言うしかなくて、お酒を飲んでいてもわからない、たぶん飲んでいないとは思いますが、こういう状況が生まれるので、この出し方、この類の出し方は、やめた方がよいと思います。そもそも項目のあり方として定めることはよいと思いますが、やり方を改善した方がよいのではないかと思います。

○中川委員長

今の話については、先ほど行政に課題として返しましたが、消防のホースや防犯灯については、担当部局で統一ルールを作って、それは自治振興交付金でやるべきではなくて、行政経費でやるべきものであると私は考えます。むしろそこから残ってくるのは敬老事業くらいかと思いますが、そうなってくると基礎交付金という制度を残すべきかどうかという問題も出てくるから、検討していただけますか。

○事務局

はい、持ち帰って検討します。

○中川委員長

今の話は自治振興会が交付金を一旦もらって、それを例えば区や自治会にお渡しして、そこで消防ホースを買ってもらう、あるいは防犯灯を設置してもらおうというやり方もありますが、自治振興会そのものが執行機関になっていけば、直接自治振興会が返事をすればよい訳ですね。ところがその実施を、区・自治会に任せてやってもらっている場合はどうなのか、という疑問だったと思いますが、その場合は内部監査です。内部監査員が区・自治会で執行されていることを確認し、証明しましたと判子を押したら内部責任になります。それが一切やってなかったということになれば、内部規律の問題ですが、市の監査が入ったときにアウトになるだけのことです。89条はそれでクリアできると思います。いずれにせよこの話は、地域によるバラつきが激しすぎるので、どうするのかを行政で検討して、整理していただいた方がよろしいです。それから防犯灯についても、一度は原則的に市がやるということくらいはルール化できるのではないですか。旧里道や私道については、自治振興会サイドで検討されたし、という線の引き方もあると思います。どうですか、難しいですか。

○事務局

消防ホースについて、消防団が使っているホースは全て市が設置しています。それとは別に各自治会などに置いていて、消防団が直接消防団活動に使うだけでなく、自治会が自警の範囲で使う部分、自主消防が存在するところもあり、そういう所の消防ホースについては、ホースの圧等も違いますし、自治振興会のない時代は、旧の町から区・自治会でずっと整備してきたということもあり、今、市ではそういう所は区・自治会の方で準備していただくというすみわけをしています。ですので、消防団が消防団の格納庫などに置いていて、消防車に載せているホースについては、全て市で購入して配置をしています。

もう1点防犯灯について、集落と集落をつなぐ幹線の部分は市で設置をしています。集落の中の里道等も含め、集落が密集している所の防犯灯については、集落の方で設置をいただいている中で、市としてはこのような基礎交付金を使った防犯灯の補助などについても手当をしているところです。

○中川委員長

いずれにせよ、そのような整理で割とすっきりした面もありますが、それでも自警消防団、いわゆる住民自治消防団の範疇内であるけれども、本当にいらぬものなのかということですね。

○事務局

1点追加の説明をさせていただきますが、吉田委員からもおっしゃっていただきました旧の甲南町では、集落の消防ホース等についても、全て行政で設置をしておりました。5町が合併していますので、残りの4町では集落で消防ホースを購入する際に行政から補助金を支出しておりました。4町と1町で行政のやり方が異なっており、そういうところで今、いささか問題も出てきている状況となっております。

○中川委員長

今後、どうしていくのか検討していただけますか。それが基礎交付金の中に入っていることがよいのか、住民の側がよいというのであればそれでよいのです。住民自治を担えますということであれば、そのまま残してもいいと思います。ありがとうございます。今のようなお話がまだ整理対象としてあるかなと思いますけど、地区によって違いますね。

○吉田委員

交付金の算出の部分についてですが、区活動交付金において、区活動費世帯割で区自治会加入世帯×1300円と算定方法が書かれていますが、この区の定義がないのです。ここに書かれている区の定義が定かではないので、交付金が正確であるのか正確でないのかわからない。自治会は会員制です。区は地域のエリアを示すものなので、非会員が存在します。そうするとこの部分を区にすると全員になりますので、そもそも区を足せば全人口になります。そうすると区か自治会かという議論をしなければならなくなって、自治会員数でいくと非会員の方が抜けますから、自治振興会としては何が正しいのかわからなくなってしまっています。

○中川委員長

その議論をやめようと思えば、区・自治会加入世帯数を外してしまえばよいと思います。その当該区域の総世帯数にしてしまうことで解決すると思います。自治振興会に出す活動交付金と考えればよいのではないですか。その中から区長さんに協力事務費をいくら、区活動費均等割をいくらということで渡せばよいと思います。加入世帯数で計算しようとするからおかしくなるのです。

○吉田委員

この加入世帯数についても正確かどうかかわからないです。

○中川委員長

農山漁村での区といえば、入ります、入りませんという自由はなく、全部区の間

であるということで扱われていました。

○水上委員

私の地元の認識では、区というのは小学校区の中にあって、自治会というのは地縁団体のかたちをとっていて、自治振興会ができたことによって自治振興会に全ての団体が入っていることになっているので、自治振興会でくくっていけば世帯数が出てくると思います。区だけにすると田舎ですので、財産区の中に加入者がいるとかいないとかの話が出てきます。

○中川委員長

この議論を外すためには総世帯数にしたらどうですか。この話はどこへ行っても出てきます。

○事務局

区活動費世帯割の数字は、市からの配布物を配っていただく手当て的な意味合いのもので、区・自治会から報告いただいた数字を挙げているものです。区・自治会に入っておられる世帯の分、区の方で配ると言っていたいただいた世帯数を報告いただいて、1300円を掛けているというのが実態となっています。

○中川委員長

しかし、自治振興組織は条例組織なので、そこからさらに単位コミュニティに渡すお金について、自治会に入っていない人は対象外とすると話がおかしくなりますよ。だから加入世帯数で扱うことは論理矛盾があるということです。総世帯数で算出すべきだと思います。当該区域自治会等の総世帯数にすればよいと思います。

もうご承知かと思いますが、区というものが残っているのは日本全国あります。これは明治時代の名残で、各世帯は戸長が任命したんですね。だから自治会も世帯加入方式で世帯主が1票もったらよいという、そういう発想につながったものです。そこから戸長が10戸くらい集まって区を構成し、さらにここから大区、中区、小区と決めたのです。その中のいわゆる小区制、それが今も全国の農村に区という名前で残っています。やがてこの大区という制度が、市に昇格していきました。明治時代の三新法という時代の経過をたどれば区という名前が残っている理由がよくわかります。区の連合区長が村役場に対して、陳情、要望するときの窓口になっていました。交渉窓口で政治力を握っていたわけです。その名残がずっと現在まで残っています。

他に意見はありますか。作業部会で熱心に議論していただいたおかげで、かなり話としてはすっきりしてきたかと思っています。

もう1点だけ、5番の地域マネージャーの件に関し議論したいと思います。西村副委員長ご発言をお願いします。

○西村副委員長

地域マネージャーは実際、今どういう状況でしょうか。

○事務局

地域マネージャーの状況ですが、現在地域カルテの作成に取り組んでいただいております。11月に3回目の研修を行う予定で進めています。市の方で勝手に作っていくのではなく、それぞれの地域の情報を自治振興会の皆様と協力、共有しながら、作り上げていこうと動いていただいております。昨年と違う動きとしては、その部分が挙げられます。課題についてご発言をいただいたとおりなのですが、地域市民センターによって差が大きい状態になっております。窓口業務の多いセンターでは、構造的な問題でその対応に時間がかかるため、センター長に留守番をしてもらって地域へ出向いていくという方法があるにしても、窓口業務の少ないセンターと比べると、全然状況が違うということが課題としてあります。もう1点は、自治振興会から推薦を受けて着任された地域マネージャーと、公募で合格されて地域マネージャーになられた方もありますし、自治振興会の事務をされていた方がマネージャーになられたり、昨年までのセンター補助員がマネージャーになられたケースもあります。去年までの蓄積がある方は、比較的スムーズに業務をしていただいておりますが、新たに着任された方につきましては、市の方から具体的に1から10まで丁寧に指導をしていく必要があるのですが、そこが弱い部分がありますので、マネージャーさんによって大きな差が出てしまっている状況になっております。本来は、地域マネージャーの育成のために研修を徹底して行っていくこととしていますが、できていない部分があるというのが現状となっております。

○西村副委員長

たぶん昨年度に地域マネージャーの話をした時に、執行体制が変わらない限り難しいというのが委員の皆さんの認識で、4月すぐには無理であるが、半年くらいでその体制を整えていく話であったと思うのですが、そここのところを変えていかないとバラバラで機能していかないと思います。

○事務局

業務体制について、窓口業務の多いところを今すぐ減らすなど、できない部分はあるのですが、その関係で見直しを進めている部分もあります。貸館業務は施設がある以上残ってしまうので難しい業務になります。

補足で説明しますと、地域マネージャーの業務以外について負担があり、なかなか本業に専念していただけないということが実際にはあるかとは思いますが、先ほどからのご意見の中にも、地域市民センターの窓口での業務が一定負担になっているという

ことをごさいました。市としましては、地域市民センターでの証明書の発行を来年度から一部見直しをする予定をしております。今は地域市民センターで受けたものを、中核の地域市民センターとFAXでやり取りをして、即時交付をしておりますが、来年度からは地域市民センターで申請を一旦受け取って、取り次ぎをおこない、後日交付として、郵送やお届けをするやり方に変更していこうと最終的な見直しをしているところです。平成23年に実際に19の地市民センターが設置された当初の利用者数と現在の利用者数を比較しますと半数くらいに減っております。その理由としては、証明書の発行サービスについて、コンビニエンスストアで交付できるようになったこと、マイナンバーが普及してきたこともあり、コンビニを利用した方が100円安いことに加え、地域市民センターが開いていない土日や夜間についても取得できることが挙げられます。市民の皆さんにとって、コンビニを活用した方が便利なので、市としましては、そういう方向に誘導していきたいと考えております。来年度から少しずつ見直しをしていく中で、地域マネージャーが少しでも地域支援業務に専念いただけるような体制を整えていきたいと考えておりますので、一定ご理解をいただきたいと思っております。

○吉田委員

証明書発行業務は、最終的に郵送になるのですか。

○事務局

基本は郵送になりますが、後日申請した地域市民センターに取りに来ていただくという方法もあります。

○吉田委員

19の市民センターから職員さんが家まで届けるというパターンも想定されていきますか。

○事務局

そうですね。

○吉田委員

即日発行であってもなくても、職員が持っていく必要があるなら、窓口にいないといけないので、仕組みがどう変わっても、人が増えない限りは一緒に解決にはならないと思います。

○事務局

今、おっしゃっていただいているのは、宅配サービスを市民課が中心になって10

月1日から始めている部分のお問い合わせかと思います。確かにおっしゃられるように今、制度では外出が困難な高齢者や、要介護4、5の認定を受けた方などについて、住民票や戸籍などの証明書を自宅へ届けるサービスということで、市民課で拡充をさせていただいて、10月1日から運用をしております。しかし、全国的にも県内でも利用いただく方が少なく、甲賀市では現在まで利用者はない状況となっております。ただ、おっしゃっていただいているように、それを地域市民センターの職員が担うとなると、わざわざ家に行って、本人が要介護がどうかという確認をして、OKであれば渡すという手間もかかってくるので、宅配サービスとはいうものの、一般的な宅配ではないので、本来の地域支援業務についていただけないと、そういう意味のことかと理解しております。現在そういうかたちで始めておりますが、今後、実態や状況をみながら市の方でも議論していきたいと考えております。

○吉田委員

地域カルテの計画にあたって、地域のヒアリングがされると思いますが、対象地域の母数が7500人あって、そこからサンプルを抽出するにしても多いので、どうしましょうという話をしています。逆に他の自治振興会では母数が300人位のところもあり、すぐにできてしまうなど、業務のバランスもすごいことになっているのではないかと考えています。その辺のことも確認させていただきたいです。

○中川委員長

話割って入ってすいません。地域マネージャーの話に絡むのですが、まず今ある自治振興会のパターンを分けた方がいいと思います。科学的に分類できるかは自信はありませんが、人数の多いいわゆる都市部というところと、300人程度でやっと集落が維持できるところを同列で議論していても、話が前に進まないと思います。ではありますが、両方最低限統一して憲法上のルールや自治法上のルール、あるいは甲賀市の条例上のルール等、共通適用されるのはこれです等の認識が、きちんと皆さんにわかるようにならないと、この話はいつまで経っても平行線になってしまうところがあります。私はこの話は始めから危機感を持っていました。今からでも分類整理しませんか。

C市でさえ、自治制度基本方針の中で大きく4分類されています。4分類掛けるまた何分類かしているわけなので、合計、十何分類あるわけです。大きな分類は、縦軸は自治力が強く自治会の結成率が高い、逆に自治力が弱く自治会の結成率が低い、横軸は地域課題が多く犯罪が多発して困っている、逆に犯罪はなく防犯についても強い、以上の条件で分けると合計4つ出てきます。そこで、自治力も高く課題もない所はどうするのかという事業を起こしていけばよいわけです。コミュニティビジネスに打って出る力があると判断できるのです。逆に自治力も弱くて、課題も沢山ある所はどうするのかという、ここにこそ地域に対して、担当職員を増員して支援してい

く必要があるのです。自治会を作る話より、住民自治協議会の結成に向けて走らせるしかないという作業工程に入ると思います。地域によって違うわけですが、さらに4分類掛ける中山間地域を抱える地域、農山漁村部の地域、沿岸部の地域、そして新興開発住宅団地を抱えている地域などに分けていくわけです。そういうフォーメーションを分けていって、政策や応援のパターンを決めていくようにすべきです。それをいきなり、統一的に地域マネージャーに渡しても、地域の実状が様々なので混乱が生じるだけだと思います。地域性によって分けてあげないといけない。但し、最終的に地域カルテを完成していただきたいというのが、1つの使命であることは共通していえることとなります。施設の管理が忙しくても、何とか時間を生み出して、地域データを集めて住民の皆さんと協議する機会を何回もつくって、どんな問題意識を持てるか、どうしたらよいかという意見だけでも吸い上げて、地域カルテづくりに活かしていただきたいです。その期間は概ね半年とか8ヶ月とか予め決めていくなど、そういうやり方もあるのではないかと思います。そういう分析を実施すべき時期にきているのだと思います。そうしてあげないと、都市部の人たちの意識といわゆる郡部の人たちの意識は、自治の意識とは違うので、都市部にあるのは、むしろNPOをどうしてくれるのか、自治振興協議会において仲間に入れるのかというような意見が出てくるのが予想されます。色んなバリエーションごとに政策モデルを作ればよいと思います。それからマネージャーという言葉はやめた方がよいかも知れません。マネージャーという言葉は、ものすごく便利使いされる気がします。これから制度改正をして、例えば地域コーディネーターに切り替えた方がいいですね。この業務はコーディネートですよ。マネージャーでは、何でもしなければならぬように聞こえます。何でもするというのが、実はマネジメントというのです。コーディネートというのは、立場も利害関係も違う人たちを集めて、新しい価値を生むような出会わせ方をしたり調整役をするような意味も含まれています。名前はエリアコーディネーターでもよいと思いました。以上、私の意見です。

いずれにしても29年度で議論し、30年度である程度議論を固めて、31年度に向けた予算措置の必要があるわけですね。予算措置に向けてある程度かたちをつけていかないといけないので、今年度いっぱいまで議論する時間はないと思います。

議論はし尽くしたと思いますが、まだ残っているという方は発言をお願いします。

○池田委員

自治振興会の運営に関わっておられる方にお聞きしたいのですが、ボクは自治振興会には入らないよ、という方はいないのですか。そういうことを言う住民の方はおられますか。

○中川委員長

それを言ったところで意味はないのですが。

○池田委員

理解がされてないと、そういうことを言いかねないと思いましたので質問しました。

○中川委員長

そういう人が出てくるかも知れませんね。

○水上委員

自治振興会は嫌いだという人はいます。

○池田委員

そうですね。区があって区は嫌いなので入らない。自治振興会も嫌いなので入らないという認識で普通だと思います。今日の会議の中で思ったのですが、自己責任の話の中で、日本に住んでいるという時点でもう、法の下にという認識がない人に対して、最終きちんと言わないと、自分は自由だから区も嫌だし、自治振興会も嫌だしという人が出てきたら、もう1回同じことをしなければならなくなります。勇気を出して市の方で、法の下にこうなんだということを言っていく必要があると思います。最初の議論と同じで、区・自治会も大事だし、自治振興会も大事だしというのもありますけど、法の下にこうなんだという理論で、あなたには税金を払う義務があるのと同じように、住んでいる時点で自治振興会の会員であるということを言っていく必要があると思います。私はもう結構なんでということで、1人で生活するから関係ないということになれば、また元の木阿弥になって、区や自治会も昔あった、自治振興会も昔あった、またもう1回つくろうかということを繰り返すことになる感じがします。

○中川委員長

言うていくことは、非常に大事なことだと思います。

○吉田委員

うちの地域でも実際あったのですが、そう言っておられる方も自治振興会員なので、区民ですから自治振興会の会員ですと言ってますが、甲賀市としては違いますよね。甲賀市の場合は、まちづくり基本条例をつくる時だったと思うのですが、パブリックコメントの中で絶対入らないといけないのかということを知った人がいて、甲賀市の回答は、憲法に保障されている自分がどこに属するかという部分で自由ですから自治振興会には入らなくていいですよという内容でありました。言うてはいけない答えだと私は思っていて、甲賀市では2つの考えを持ってそうな気がします。

○中川委員長

自治振興会は普通、入る入らないの意思表示をする必要はないのです。甲賀市に住んでいる人間が、私は甲賀市民であることが嫌ですというのと一緒です。だから権利も行使できるし、義務も果たしているのです。

○澤委員

甲賀市に住んでいる者は自治振興会に属していると理解していますが、私達の地域に反社会的勢力の方々がおられます。地元の区への加入については拒否をしています。ということは、自治振興会におけるサービスは一切していません。自治振興会の会長としてではなく、区長として拒否をしているという状況です。

○中川委員長

自治振興会の執行部を構成している自治会の役員というのは、これは間違いないのですが、任意の団体としての加入は拒否できます。

○澤委員

しかし実態としては、自治振興会の会長が拒否しているような形になっているような気がします。

○中川委員長

放っておいたらよろしいかと思えます。

○澤委員

相手からすれば、自治振興会のサービスを受けられるはずなのに、受けられていないということを言われるのではないかという不安があります。

○中川委員長

基本的なサービスと理解されればよろしいかと思えます。能動的なサービスと基本的なサービスがあり、能動的なサービスは相手の要求に応じて供給するということがありますよね。何かの教室を開催します。どなたでもお越しになれますという場合に、公序良俗の基準に応じて拒否することは可能です。ただ、見守りネットの中に入れるとか、災害時に避難してもらったら困るとかについては、これはまずいです。それくらいのことです。それは市がやっていることと同じことで、例えば市が公共施設を貸し出す時に、公序良俗に反するような団体には貸し出しを拒否しますよね。それと同じです。何をもって権利行使しているか、義務を果たしているかについては、交付金の原資は市民の税金ということです。だから私も税金を負担しているじゃないですかという論理が働くわけです。ところが自治会の会費は有志負担なのです。だから澤会長さん、そんなに心配することはないですし、ややこしくなったら教えてください。

○澤委員

心配はしていないのですが、今の議論の中で私が理解していたことと少し違ったので発言させていただきました。そこに住んでおられる方が自治振興会に対してどこまでサービスを受けるとか、権利を主張することがあるのかを教えていただきたかったのです。

○中川委員長

基礎的サービスは拒否することはできませんが、上乘せサービスは拒否することができます。

○吉田委員

住宅に6人くらい住んでおられるのですが、敬老会の事業が1500円、住民票を移して来られているのでかかっているわけです。しかし、自治会にも入っておられず、区の活動にも参加されない状況で、その1500円はどこに行くんだと言われます。1500円を返してくれと言われるのですが、そういうものではないと当然断ります。算定根拠であって支出の根拠ではないからという説明をしていますが、よくないなと思いつつながら、できるだけ全員の皆さんに汲んであげたいと思っていますので。

○中川委員長

そういう境界線上の問題がたくさん出てきていると思います。そういうところで悩まれるのはよくわかります。1つ1つそれは知恵を積んでいって解決策を探っていくしかないと思います。今までの自治会、町内会であれば、簡単に解決できた話が、自治振興会になったために、話がかえってややこしくなることはあります。公共団体になったから仕方がないことです。分かりにくければ、役所の行動とほぼ一緒と考えてみればよいと思います。

他に追加の発言がないようでしたら、このあたりで今回は閉じたいと思います。次回のご予定はいかがでしょうか。

○事務局

この委員会については、昨年と今年の2年くらいかけて、地域市民センターのあり方、自治振興会のあり方、交付金の有効活用、区・自治会と自治振興会の役割分担の4つのテーマについて、まず重点的にご議論いただく計画で進めさせていただいております。しかし、その内容は委員会で検討いただく内容の一部であり、平成31年度以降、市民のまちづくりへの参加推進に関する事項、まちづくりに関する様々な主体間の協働推進、まちづくり基本条例のこと、その他市民参画・協働を推進する上で必要となることについて、ご議論いただくかたちになります。次回の予定については、

12月に2つの候補の日を設定しております。12月14日の金曜日、12月20日の木曜日、いずれも午後2時から午後4時までを考えております。

○中川委員長

絶対に都合が悪いという日に、手を挙げていただいで決めましょうか。手を挙げていただいた結果、12月14日に決めさせていただきます。都合がつかない池田委員さんには事務局から事前に意見をいただくなどして、ご準備いただくようお願いいたします。

○事務局

わかりました。今日の議論の中にはなかったのですが、地域市民センターの指定管理者制度など、地域市民センターなど行政が持っている施設を指定管理などをしながら、その請負をして財源とされているところもございます。次回については、そうしたことへのご意見もいただけたらと思います。県内で指定管理を受けて、まちづくり協議会、自治振興会などが管理している状況としては、草津市で14のまちづくり協議会がある中、14全てにおいて地域の方で施設を管理されておられます。そして利益も若干出てくるとは思います。それと東近江市では、14全てまちづくり協議会の方で指定管理をされておられます。それと最近では、湖南市が去年までは8つの地域市民センターを管理されておられましたが、今年から一部社会福祉協議会で管理されているところもあります。9つ全ての市民センターを指定管理されています。野洲市でも全てなど、県内の状況もこのように変わってきているということもありますので、そういうことも含めて次回ご議論いただきたいと思います。残念ながら、県庁所在地であります大津市では、まちづくり協議会がまだできていないということで、今立ち上げに向けて取り組みをされています。大津市は、学区の自治連が強く自治連合会が運営されているということをお聞きしております。県内の状況についても次回お示しする資料がまとめ次第、ご報告もさせていただきますながら、議論をしていただければありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中川委員長

今、次長からお申し出をいただきましたので、追加で事務局にお願いしたいことがあります。各自治振興会に行政側から委託事業で渡せますよ、というものが沢山あるはずですが。各部局に照会をかけて、その一覧リストを作っていただきたいと思います。中身が全市一斉でないダメですというのはやめて欲しい。この地区だけでも委託をかけられますというものです。例えば、低木の選定や公園の管理、児童遊園の管理くらいはお渡ししたいです等です。他には高齢福祉の関連、障害福祉になるのかも知れませんが、地域の1人暮らしの高齢者に声を掛けますというネットワークを担当してもいいですよという自治振興会が出てきてもいいと思います。行政側がそういった一声訪

問をやっていたら、莫大な費用がかかることはわかっているので、地域で一声訪問するならば、例えば1人暮らしのお年寄り1軒について、1日3回声を掛けてもらえれば、1日幾らの歩合をつけますなどといったような、そういったことを検討する余地はないのかと各部局に声を掛けていただきたい。そして事業リストを提示していただきたいです。

○澤委員

見守りを有料にできるということですか。今、民生委員さんが無料でやっていると思いますが。

○吉田委員

市によってやり方は様々なので、例えばの話だと思います。

○中川委員長

民生委員さんにそれを押し付けることが、もう問題なのです。他にも考えれば幾らでもあるわけで、安達さんの地区だったらこんなことができますとか、子ども相手に例えば学童保育を自治振興会で元教師の方や看護師の方を集めたら10人のチームができるので、学童保育ならできる可能性がありますよ、ということで学童保育を事業委託できる地区があってもおかしくないし、そういうことを考えていくべきだと思います。そうすると地域マネージャーは単に施設の管理をしているだけではなく、経営のアドバイスができるようになることにも近づけると思います。それから損益計算書と貸借対照表、BS、PLくらい書けるようにならないと、これからはダメになってきますよ。人の雇用に際しての保険、年金、医療、労災保険等もそうですが、分かっている人でないと経営できなくなります。そういう時期に来ているのです。地域経営のマネジメントができるプロフェッショナルが欲しいのです。そういう人を育てていきましょうという話なので、片手間でやるようなことはありません。再任用でやりますというのもよろしいが、その再任用の期間は命を賭けるくらいの気持ちで取り組んでいただきたいです。そしてノウハウを地域に渡すという覚悟でやってくれる人であれば、私はいいと思っています。余生をここで暮らしますねん、という態度の人は嫌です。そういう職員さんを同僚で見てきたので、それは地域にとって迷惑で不幸な話です。ですので、この地域をきちっと支援していくことをイメージしながら、命を燃やせる人が欲しいと思います。

○事務局

中川委員長ありがとうございました。委員の皆様も長時間にわたりありがとうございました。本日、中川先生が執筆されてます3ページの記事がございますが、紹介できませんでしたので、またお読みいただけたらと思います。次回は12月14日の金

曜日の開催で、ご案内について早い目に連絡させていただくようにします。閉会にあたり、西村委員長からごあいさつをお願いします。

○西村副委員長

みなさん、ありがとうございました。作業部会も含めてかなり議論させていただいて、ここまでやってきました。自治振興会だけが市民参画の協働推進をする組織ではありません。次の議論にいきたいと思います。甲賀市の中には色々な活動をしている人がたくさんおられますので、そのまぜこぜをして自治を高めていくという活動の議論を次はしていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局

これをもちまして、第8回甲賀市市民参画、協働推進検討委員会を終了させていただきます。